

青色申告の町宣言

本町は、自主申告納税の理想郷を実現するため、町民が国民の基本的義務である納税について、再認識し、納税意欲の向上をはかりもって社会経済の発展に貢献するとともに、町民相互の繁栄と幸福を築くため、ここに光町を青色申告の町とすることを宣言する。

七月四日に青色申告の町宣言記念式典を挙行し、光町が青色申告の町であることを町内、外に公表し自主申告納税を町ぐるみで推進して、明るい郷土作りと、光町の建設に貢献することになりました。

青色申告制度施行二十七年目を迎えた今年、当町では、青色申告会や法人会が中心となり、関係諸団体の協力を得て趣旨の普及に努めておりましたが、今では、その普及率は個人事業で七〇%、法人では八〇%に達する見込みとなりました。

このことは、住民一人々が納税の重要性を深く理解され、自主的に納税しようとする意欲のあら

埋蔵文化財を

保護しよう

埋蔵文化財の発掘については、文化財保護法により教育委員会を通じて、文化庁に届出しなければなりません。

土木工事や土砂採取のために古墳や貝塚等の埋蔵文化財を発掘する場合は生じたときは、八匠教育委員会の許可を受けてから発掘しなければなりません。

開発の進む中で土地の売買が、行われていますが、埋蔵文化財を包蔵もしくは、包蔵すると認められる土地については、文化庁長官が保護に必要な命令を発する場合

もあるので、遺跡分布地図が八匠教育委員会にありますので、よく照合してから売買するようにしてください。

他の市町村では、ほ場整備のため、無断で古墳の土を採取し、外形だけを残しておくという悪質な事件が発生しております。埋蔵文化財やすべての文化財は、私たちの宝であり、昔の人の偉大な遺産であります。みんなの協力で大切に保護しようではありませんか。

なお、遺跡、遺物を発見したら八匠教育委員会まで、連絡してください。☎〇四七九七(一)一五〇四

所得税は振替制度を

ご利用下さい

◎振替納税を利用されている方へ
納付書は、税務署から直接あなたの指定した金融機関に送付して納付手続をしますが、納税額よりも預金が少ないときは、振替納税ができませんので、預金残高をお確かめください。

◎振替納税を利用されていない方へ
なお、領収証書は金融機関から直接送付されます。
さきにお送りしました納付書で最寄りの金融機関へ期限内に納付しましょう。
この制度は、銀行預金を支払方

七月十日 参議院議員選挙投票日

「選ぶ人、選ばれる人の心を結ぶこの一票」

所得税(二期分)
の納期は
八月一日です

法に活用する近代的納税方法として、広く皆さんに利用されており、利用を希望される方は、税務署または最寄りの金融機関にお申込みください。

☎〇四七二(二二)一五七一(代)

自衛官募集

資格 十八才〜二十五才未

満

身分 特別職国家公務員

実質給与

一一二、五〇〇円

くわしくは、住民課(㉵二〇三一〇一)または、旭募集事務所(☎〇四七九六(二)〇九七一)までおたずねください

善意銀行預託者

光町木戸八、四三四番地

平山 政雄 殿

草花 一千株

＊おわび

五月号の三ページに掲載しました区長さんの氏名欄中、富下部落の区長さんが、掲載もれでありましたので、おわびいたします。

富下区長 日色 清

(㉵) 二七八一〇二

